

令和２年度第１回小牧市廃棄物減量等推進審議会会議録

日 時：令和２年１０月８日（木）１４時００分～１５時３０分

場 所：小牧市役所 本庁舎３階 ３０１会議室

【出席委員】

細 敏雄、土屋 勇夫、伴野 純二、志村 優範、小柳 松夫、青山 恵史、佐橋 八千代、北出 恵子、山田 銚治、名和 俊、高橋 美喜雄、川渕 義隆、大野 武雄、清水 真、田中 雅、舟橋 精一、長谷川 良成、馬場 容子（１８名）

【欠席委員】

杉山 光次、郷司 達哉（２名）

【事務局】

高木市民生活部長、林市民生活部次長、藤田ごみ政策課長、横山ごみ減量推進係長、余語収集美化係長、玉田主事

内 容

藤 田 課 長

本日は、お忙しい中ご出席賜り誠にありがとうございます。
私は、本日の進行を務めます、ごみ政策課長の藤田です。よろしく申し上げます。

なお、杉山委員、郷司委員から事前に欠席の連絡を受けています。

今年度は委員の改選となりますが、新型コロナウイルス感染症感染拡大を防ぐために、対面での委嘱状交付はとりやめ、８月の通知文に同封させていただきました。予めご容赦いただきますようお願い申し上げます。

委嘱させていただいた委員は、区長会代表者６名、各種団体代表者６名、事業者代表３名、学識経験者１名、一般公募４名の２０名であります。２年間の任期となりますが、ごみの減量化、再資源化の促進、ならびに市民の皆さまの快適な生活環境を確保するための社会作りにご協力をいただきますようお願いいたします。

藤 田 課 長	これより、第 1 回廃棄物減量等推進審議会に移ります。会の開催に先立ちまして、市民生活部長の高木より、ご挨拶申し上げます。
高 木 部 長	～ あいさつ ～
藤 田 課 長	本日の資料の確認をさせていただきます。 ～ 資料確認 ～
藤 田 課 長	これより令和 2 年度第 1 回小牧市廃棄物減量等推進審議会を始めます。本審議会の会長及び副会長が決定するまでは私、ごみ政策課長 藤田が進行をさせていただきます。 まず今回、委員を改選して初めての会議ですので一言ずつ自己紹介をお願いします。資料の 1 ページに名簿がございますので、上から順番にお願いします。 ～ 自己紹介 ～
藤 田 課 長	続いて、事務局の紹介をさせていただきます。 ～ 事務局紹介 ～
藤 田 課 長	なお、この会議及び会議の会議録は、公開となっておりますので、ご承知おきください。 それでは、まず事務局から次第 2 の小牧市廃棄物減量等推進審議会についてご説明させていただきます。
横 山 係 長	それでは、次第 2 「小牧市廃棄物減量等推進審議会について」 ご説明します。 説明が長くなりますので、恐縮ですが着座にて失礼します。 お手元の資料の 2 ページをご覧ください。

横山係長	本審議会は、平成２０年４月１日から施行されました小牧市廃棄物の減量化・資源化及び適正処理に関する条例に規定されたものです。条例第６条第２項にありますように２０名以内の委員をもって組織することとなっています。 次のページに移りまして、３ページに規則の抜粋を記載しておりますが、委員の任期については、規則第３条第２項及び第３項にありますように２年とし、再任は妨げないこととなっています。したがって今回委員になられた皆さまにおかれましては、令和２年５月１日から令和４年４月３０日までの任期となります。 また、当審議会の審議事項としては、資料の４ページにあります小牧市廃棄物減量等推進審議会運営要綱の第２条（１）一般廃棄物処理計画に基づく実施計画等の推進に関すること、（２）廃棄物の減量、再利用等の推進等に関すること、となっております。 具体的には、長期計画であるごみ処理基本計画や、単年度計画である一般廃棄物処理実施計画、新しく始めようとしている施策や既に行っている施策の改善等の検討を主に行っていただきます。委員の皆様には、各々の分野で考え得るご意見をいただければと考えております。 今年度の開催時期についてですが、今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から例年行っている５月の会議を延期し、第１回会議を本日開催させていただく運びとなりました。第２回は今後の状況がどのように移り変わるか見通しがつかないため、現状は未定とさせていただきます。今後の議事についてですが、単年度での「小牧市一般廃棄物処理実施計画」をご審議いただきます。こちらの詳細は、後ほど「小牧市ごみ処理基本計画」の説明と併せてご説明いたします。
------	---

横山係長	また、会議では、資源回収貢献団体及びごみ集積場管理功績団体を選考いたします。 資源回収貢献団体とは、本市が実施している資源回収団体に対する奨励金の交付事業に関して本市が目指す目標に対して大いに貢献していると判断できる団体であり、ごみ集積場管理功績団体とは、本市内の１２９の行政区のうち、ごみ集積場の管理状態が優れていると判断できる行政区の事です。それぞれに該当する団体をご審議いただき、毎年３月に開催する資源回収団体連絡会議の冒頭において感謝状贈呈式を行うものです。 なお、お配りした資料に「清掃事業概要」という冊子があります。こちらは本市の行ってきたごみ施策の遍歴や、ごみ処理等の実績を掲載している冊子です。本日の議事の説明でも使用いたしますが、本市でのごみ処理の体系が理解できると思いますので、ぜひご覧いただければと思います。 以上で本審議会の説明を終わります。
藤田課長	ただいまの説明について、質疑・意見等があればお願いします。 ～ 特になし ～
藤田課長	質疑・意見等もないようですので、続きまして、次第３の議事に入ります。 議事（１）「会長及び副会長の選出について」ですが、規則第４条第１項で「審議会に会長及び副会長１人を置き、委員の互選によりこれを定める」となっておりますが、いかがいたしましょう。
馬場委員	事務局の提案などはございませんか。

横山係長	事務局案としましては、例年区長会連合会長に会長をお願いしております。これは、各お地元の課題として、ごみの案件が大きな比率を占めており、小牧市のごみの現状について現場の声を一番把握されているためです。従って、引き続き会長には細委員を。 また、副会長には、専門家として多くの知識をお持ちで、その知見を活かし会長の補佐を務めることができる清水委員にお願いをできればと考えますがいかがでしょうか。 ～ 異議なしの声 ～
藤田課長	ご異議なしとのことですので、当審議会の会長には細 敏雄委員、副会長には清水 真委員が選任されました。お二人とも前の席へお願いします。 ～ 会長・副会長移動 ～
藤田課長	それでは、ただいま就任されました細会長、清水副会長にごあいさつをいただきたいと思います。 まず、始めに細会長、お願いします。
細 会 長	～ あいさつ ～
藤田課長	ありがとうございました。 続きまして、清水副会長、お願いします。
清水副会長	～ あいさつ ～
藤田課長	ありがとうございました。 それでは、規則第4条第2項の規定に基づき、細会長に議事の進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

細 会 長	それでは、議題（２）「目標達成に向けた取組み（ごみ処理基本計画）について」事務局の説明を求めます。
藤 田 課 長	それでは、議事（２）「目標の達成に向けた取組み（ごみ処理基本計画）の進捗状況について」ご説明します。 説明が長くなりますので、恐縮ですが着座にて失礼します。 議事の内容に入る前に、本年から新規で委員に就任された方がほとんどですので、廃棄物についてのご説明させていただければと思います。中にはすでにご承知の方いらっしゃると思いますが、少しの時間お付き合いください。 まず廃棄物の位置付け、定義についてご説明いたします。先日お送りさせていただきました紫色の冊子、小牧市ごみ処理基本計画の４ページをご覧ください。 廃棄物については表左側の中段にある廃棄物の処理及び清掃に関する法律、いわゆる廃棄物処理法に規定されており、こちらでは生活環境の保全、公共衛生の向上を目的とし、廃棄物の排出抑制、適正処理などについて制定されています。 廃棄物処理法は「環境基本法」の下位法として位置づけられており、その他にも大量消費されている資源物の再生利用の推進を目的とし制定された「資源有効利用促進法」や、容器包装リサイクル法をはじめとした特別法としての各リサイクル法など、廃棄物関連の法令が他にも制定されています。 それでは、資料６ページ「廃棄物について」をご覧ください。 廃棄物については、廃棄物処理法第２条において、廃棄物とはごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚泥又は不要物であって、固形状又は液状のもの、と定義されています。廃棄物であるとされたものについては、先程ご説明した法令の規制を受けるため、そのものが廃棄物かどうか判断することが重要となりますが、環

藤田課長	境省の通知において、廃棄物に該当するかどうかの判断については、廃棄物とは占有者が自ら利用し、または他人に有償で譲渡することができないために不要となったものをいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の手扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案すべきものである、とされています。実際身近な問題としては、いわゆるごみ屋敷で発生するごみや、時折車で巡回したり、チラシをポストインしているような不用品回収業者や、ヤードと呼ばれる古びた電化製品などが置かれている場所など、こういったものが廃棄物としての規制がかかるかどうかの判断については、先程ご説明したような観点から総合的に適正に判断した上で市として指導していく必要があります。 また、廃棄物となるものは図に示してあるように一般廃棄物と産業廃棄物に分かれ、そこからさらに枝分かれしていきます。その中で、一般廃棄物は市に処理責任が帰属するものとなりますが、廃棄物処理法上一般廃棄物は産業廃棄物以外の廃棄物を指すと定められているため、先に産業廃棄物についてご説明します。 資料6 ページ下部の色の付いた表をご覧ください。産業廃棄物とは、事業活動に伴って発生した廃棄物のうち、この表にあるように、発生量やその物の性質から、法令で定められた19種の廃棄物が該当します。図のうち青色で塗ってある部分、燃え殻からダスト類については、どの事業から発生しても産業廃棄物として取り扱われるもので、具体例を挙げると、ペットボトルやポリ袋などのプラスチック製のものは廃プラスチック、ネジやボルトなど鉄製のものは金属くず、など12種類が該当します。その下のピンク色の部分に記載のある7種類は特定の事業から発生する場合に産業廃棄物となるもので、例えば建設業で発生する廃木材などの木くず、食品製造業で発生する製造過程で出るかすや魚あらの動植物性残さなどが該当します。勘違いされることもありますが、事業活動に伴い発生する
------	---

藤田課長	廃棄物は全て産業廃棄物というわけではなく、一般的な事務所などから排出される紙くずや、スーパーから発生した動植物性残さなどは、ピンク色の部分に記載のあるような特定の事業活動ではないため事業系一般廃棄物という取扱いとなります。 それでは一般廃棄物のご説明をします。資料7ページ上段をご覧ください。一般廃棄物は、図にあるように2つに分けられます。一般廃棄物に該当するもののうち、一般家庭から排出されるものは家庭系一般廃棄物と呼ばれ、具体的なものでいうと、家で調理したあとに出る調理残渣や、買って来た飲み物を飲み終わったあとに出るペットボトル、いらなくなったおもちゃなど、家庭由来のものであればすべて家庭系一般廃棄物となります。事業系一般廃棄物については、先程説明した産業廃棄物以外の事業活動に伴って排出される廃棄物が該当します。一般廃棄物については市町村が処理責任を有するとご説明しましたが、家庭系一般廃棄物については、本市の一般廃棄物処理計画において、市民は市が定めた分別区分に従い、あらかじめ指定された場所、ごみ集積場に市が定めたルールで排出していただき、市が収集・処理することとしています。活動に伴って排出される事業系一般廃棄物については、事業者の責任の下で自ら処理をすることとしています。 廃棄物については、他者が発生させた廃棄物は市町村などの権限を有するものか許可を受けたものでないと、収集や処分することはできないと廃棄物処理法で定められています。ですので、家庭系一般廃棄物については権限を有する市が収集運搬を行っています。事業系一般廃棄物については排出事業者が資料7ページ下部にある一般廃棄物収集運搬業の許可を有した事業者が収集運搬を委託するか、自社で廃棄物を運搬する必要があります。その事業系一般廃棄物については小牧岩倉エコルセンターまで運搬し、排出事業者が処理料金を負担して処理しています。もしくは剪定枝類や食品残渣などの再資源化する許
------	--

藤 田 課 長	可を有する一般廃棄物処理施設もあるため、それぞれ持ち込んでいただき適正に処理を行っています。当然排出事業者は、たとえ収集運搬や処分を他の事業者へ委託したとしても、処理責任の観点から排出した廃棄物がどのように処理されるかを把握しておく責務があります。 市で所管している許可については、表のとおり一般廃棄物の収集運搬業と処分業の２つの業となります。収集運搬業とは、発生場所から廃棄物を収集し処理施設まで運搬する行為です。一方処分業とは、発生した廃棄物を焼却や再資源化などすることで、発生した廃棄物を無害化、消滅させる行為を指します。 産業廃棄物関連と廃棄物処理施設の設置については愛知県の所管となり、監督責任を有しています。 細かな説明となってしまいましたが、これで廃棄物についての説明とさせていただきます、ここからは、施策及び目標達成に向けた取組みについて引き続きご説明します。
玉 田 主 事	ここからは私から、小牧市の近年のごみ施策についてご説明します。引き続き資料８ページをご覧ください。 中段の円グラフをご覧ください。こちらは令和元年度の燃やすごみ組成調査、内容物調査の結果です。ご覧の通り燃やすごみの割合でいうと半分以上が「紙・布類」、「木・竹・わら類」で占められています。このように燃やすごみに混入している資源をなるべく有効活用する目的で、市民の方々にとって分かりやすく、便利になるように、特に雑がみと剪定枝類について施策を実施し、再資源化を推進してきました。今後も大きな課題として、市民周知や啓発など取り組んでまいります。 雑がみについて、平成２９年４月に、それまで感熱紙などの禁忌品、リサイクルに向いてない紙類や、ティッシュ箱やラップの箱などの金属・ビニールなどの混合物はひと手間加えるか「燃やすごみ」として排出する必要がありましたが、処理能力

玉田主事	の高い機材を有している静岡市のコアレックス信栄㈱と契約を締結し、油などで汚れた紙以外は「雑がみ」として排出できるよう簡素化を行いました。これは燃やすごみに混入しているリサイクルできる紙類をなるべく資源とし、小牧岩倉エコルセンターでの処理量を削減しようとするねらいです。また、平成31年度には、簡素化した「雑がみ」の収集量増加を目的とし、収集頻度を毎週としました。 実績といたしましては、施策を開始する前の平成28年度の収集量は521.96tであったのに対し、平成31年度の実績は667.75tで約28%増となっております。今後も大きな課題として取り組んでいく施策となります。 次に剪定枝類について、平成30年10月に、燃やすごみ集積場に出された剪定枝類は燃やすごみとして、本市の燃やすごみ、破碎ごみ、粗大ごみの処理を行っている小牧岩倉エコルセンターで今までは溶融処理をしていましたが、これらを資源回収ステーションで回収している剪定枝類と同じように資源化できるよう収集体制の整備を行いました。 剪定枝類については、大草の第2資源回収ステーションと、平成29年12月に開設した新小木の第3資源回収ステーションの2カ所を拠点回収場所として設け、市民の利便性向上を図りました。 また、平成30年10月に概ね15cm以下の小型の破碎ごみのうち、プラ製品、ゴム製品、革製品については、燃やすごみとしても排出できるようにルールを緩和しました。15cmというのは、普段の生活でよく出るような歯ブラシや輪ゴム、ボールペンなどいわゆる日用品のサイズを網羅できるように設定したものであり、月2回の破碎ごみの収集日を待たずとも、週2回収集する燃やすごみとしても排出できるようにすることで、利便性向上を図ったものです。 そして最後に、今年度はスプレー缶排出時の穴開け作業を不
------	--

玉田主事	要としました。平成30年12月に札幌で起こった不動産仲介業店舗でのスプレー缶の不適切な処理による爆発事故を受けて環境省が全自治体に対し、スプレー缶の穴開け不要とする体制を整備してほしいと呼び掛けていました。本市でも、スプレー缶などの発火性危険物は、処理施設での火災事故等様々なところで問題視されており、市民の穴開け時の不慮の事故を防ぐ対策の一つとして実施しました。 以上が、本市での取り組みの説明となります。 続きまして、本市のごみ処理基本計画、ならびに次第2で今後の議事でご審議いただくとご説明した一般廃棄物処理実施計画についてご説明します。引き続き資料の9ページをご覧ください。 まず、ごみ処理基本計画について説明させていただきます。抜粋を載せてあります廃棄物処理法の第6条で市町村は区域内における一般廃棄物を円滑に、適切に収集し処分するために、一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならないと明記しており、目標年次は10～15年を目安とされております。この計画にあたるのがこちらのごみ処理基本計画で、平成27年度から36年度までの10年間を計画期間で定めていた前計画から、市況等にあわせて残存の5年分の令和2年度から6年度の計画の見直しを行ったものです。こちらは、長期的、総合的視点に立って計画的な一般廃棄物処理の推進を図るための基本方針となるもので、廃棄物の排出抑制及び発生から最終処分に至るまでの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めています。 続いて次第2で少し触れました一般廃棄物処理実施計画についてですが、こちらは資料9ページ下部に抜粋を載せてあります廃棄物処理法施行規則第1条の3にて定めがあります。本市でいうごみ処理基本計画の実施のために必要な各年度の事
-------------	--

玉田主事	業について定める実施計画として一般廃棄物処理実施計画を1年単位で策定しております。こちらでは詳細な分別区分や単年度の排出想定量、より具体的な施策を単年度ごとに策定しており、そうすることで、市況等に合わせた施策の実施を年度ごとに逐次検討することができます。 ここで、実際に一般廃棄物処理実施計画にて定める本市の分別区分についてご説明します。本日お配りした資料の令和2年度清掃事業概要の45ページをご覧ください。 こちらの45ページから55ページまでが令和2年度の一般廃棄物処理実施計画となっており、46ページに分別区分を定めておりますので、そちらをご覧ください。 先程家庭系一般廃棄物の処理について、市が定めた区分に従い市民の方へ排出していただいておりますが、ここで市民の皆様へお願いをする分別を定めております。今年度変更をしたのは、表の下に記載のある※2で、先程ご説明しましたスプレー缶の排出方法の変更となります。 本市では発生した廃棄物のごみと資源に大別され、ごみは燃やすごみ、破碎ごみ、粗大ごみの3種に細分しております。一方資源については、プラスチック製容器包装から始まり剪定枝までの16種としており、計19種の分別としております。先程ご提示いたしましたが、燃やすごみへの混入率からみても雑がみについてはまだまだ排出量が伸びる可能性があると考えておりますので、今後より一層啓発に努めてまいりたいと考えております。 排出方法については、こちらの「資源・ごみの分け方と出し方」で市民周知をしております。何部か持ってきておりますので、御入用の方は審議会終了後に事務局までお問い合わせください。 長くなりましたが、最後に議事の説明に移らせていただきます。
------	--

玉田主事	す。ごみ処理基本計画では、前計画から踏襲して基本理念を掲げた上で目標を設定しています。計画の２２ページをご覧ください。 本計画は、昨年度に中間見直しを行いました。基本理念は前計画から継承し、「資源循環型社会の構築」としています。 この基本理念を実現するための方針としては、前計画でも掲げていた「市民・事業者のごみ減量・分別に向けた意識啓発」「市民・事業者・行政の協働による３Ｒ推進」「柔軟なごみ収集の推進と適正なごみの処理」の３つの方針に加え、市民・事業者・行政の協働に着目して「地域住民や事業者との協働による快適で清潔なまちづくり」という方針を掲げ、全部で４つの方針のもとで、基本理念の実現のため取り組みます。 この方針の中で、ごみ減量や資源化などの施策に取り組んでいくために目標を設定しました。計画の２３ページをご覧ください。 色分けしている３つの項目で目標を定めており、次の２４ページではこの目標に対しての目標値を、改訂のタイミングで新規に設定しています。今回は２３ページの目標のみご説明いたしますので、そちらをご覧ください。 目標の一つ目は、２Ｒ、リデュース、リユースの強化推進です。この２Ｒにリサイクルを加えた３Ｒというのは標語としてよく知られていますが、ここ数年は、国はなるべくごみの発生自体を減らしていこうという方向性であり、本市としてもそれに沿った目標として、無駄なごみを減らすという意味のリデュースと、繰り返し使うという意味のリユースの２つのＲの強化推進を一つ目の目標としました。 二つ目は、発生したごみの適正な循環的利用を徹底する、と
-------------	--

玉田主事	いう目標です。目標①を実践してもやむを得ず発生したごみを有効活用しようとするものです。ごみとして処理されてしまうものをなるべく資源としてリサイクルする目的で、具体的には現在緑袋で排出していただいている資源へ、燃やすごみ等に混入している雑がみなどの資源を適正に分別排出していただくよう周知啓発等を行います。 三つ目は、民間事業者を活用した事業系ごみのリサイクル促進です。現在でも、再生利用のできる事業系の剪定枝類や、食品残渣などは小牧岩倉エコルセンターではなく、市外の再資源化施設へ持ち込んでいただき、リサイクルしていただいております。こちらも市内のごみ処理量削減に大きく役立っておりますので、今後も推進していきたいと考えています。 計画に25ページから30ページには、先程ご説明した4つの方針に関する詳細な取り組みを記載してあります。今回は一つ一つの詳細な取り組みにつきましては、時間の都合上省略させていただきますが、よろしければお時間あるときにご覧いただければと思います。 長くなりましたが、説明は以上です。
細会長	ただいまの説明について、質疑・意見等があればお願いします。
志村委員	区の集積場へ事業系ごみが排出されていることがあるが、先程の説明のように廃棄物について説明ができる資料を事業所に対し配ってはどうかと考えるがいかがか。
玉田主事	事業系ごみの不適正排出については、市としても地元や収集委託業者からの通報をもって指導しているところではありますが、平成26年度には「事業者の方へ」という事業者向けの

玉 田 主 事	パンフレットを市内事業所に配布しております。近いうちに、来年度もしくは再来年度あたりで改訂したものを再度市内事業所へ配布しようと考えております。平成２６年度版でよろしければ、御入用の冊数ご用意いたしますので、お申しつけください。
志 村 委 員	分かりました。分かりやすいように改訂をお願いします。
細 会 長	他にご質問のある方はいらっしゃいますか。
長谷川委員	ごみ施策については、各市町村で様々な施策を講じていると思いますが、小牧市は再資源化率も好成績を収めており全国でも有数の都市となっております。また、計画の中でも高い目標をもってごみ施策に取り組んでいくこととしております。しかし、資源については地元の集積場をみていると、分別不良で残されていることがあります。こういった排出方法について他の自治体を調べてみたところ、例えば清須市ではプラ製容器包装専用の袋を用意し、市民の排出時に混入が無いような工夫がなされています。ここで提案ですが、現在の資源袋のデザインを変更し、注意書きを添えた上でその袋にどんな種別の資源を入れているのか、排出する市民自身で書いていただく枠を作ってみてはいかがでしょうか。そうすれば排出するときに種別ごとに分別をして、１つずつ分けなくてはいけないという意識付けになると思います。
藤 田 課 長	これは我々のテーマ１つだと考えておりますが、緑色の袋で資源を別々にして排出してもらうというのは難しいところがあるかと思います。分別不良を故意に行っている方もいれば、知らずして行ってしまった方もいらっしゃる中で、排出者の分別意識向上が必要ではないかという指摘と考えます。まず大前提として、市は市民に向けて適正排出の啓発を強化すべきであり、今いただいたご意見につきましても今後の啓発方法の参考

藤 田 課 長	とさせていただきますと思います。ご意見いただきありがとうございます。 ございました。
細 会 長	他にご質問のある方はいらっしゃいますか。
田 中 委 員	雑がみについて、資料の円グラフにあるように紙類はまだまだ燃やすごみへ混入してしまうことが、私生活の中でも多いと感じます。そこで、雑がみの排出促進を行うためにも、排出時に気を付けることができるような啓発を検討してみてはいかがでしょうか。また、広報の「エコリンからのお知らせ」などを活用して、雑がみについての経済効果などを啓発の中にもっと組み込んではいかがでしょうか。見える化をすることで、市民により効果的に伝わると 생각합니다。
藤 田 課 長	委員のおっしゃる円グラフ、組成調査結果につきましては市としても意識している部分であります。先般コロナ禍でトイレットペーパーが不足しているという報道がありましたが、本市で収集された雑がみは1 k g あたり 3 円で売却しており、これらについては、企業から出る機密文書や、牛乳パックと混ぜられトイレットペーパーに生まれ変わります。不謹慎かもしれませんが、このコロナ禍でも市民の皆様から集められた雑がみがトイレットペーパーに生まれ変わり、社会に貢献できている、というような内容を今年度の広報に掲載させていただきました。まだまだ紙類は混入しており、市民の皆様の意識も高まっているとは思いますが、今後も重点的に啓発していきたいと考えております。
細 会 長	他にご質問のある方はいらっしゃいますか。
北 出 委 員	布類について、コロナウイルスの影響を受けて日本国内で溢れかえってしまっていると報道等でよく見かけますが、小牧市では適正に処理できているのでしょうか。

藤田課長	布類については、世界規模で循環が止まっており、日本でも滞留している状態です。本市においても、民間の古紙回収コンテナでは古布については持ち込みができないようになってい ることがあります。地元や学校単位で行っていただいている資源回収においても、業者から古布の回収を断られているケースもあるようです。しかし本市の行政回収においては、現状では売却できている状態ですので、集めた古布の行先が見つからないということは発生しておりません。
細会長	そろそろ最後の質問にしたいと思いますが、他にご質問のある方はいらっしゃいますか。
馬場委員	私から2点ご質問いたします。 まず1点目は、この新型コロナウイルスの影響を受けて、市内のごみ量はどのように推移していますでしょうか。経済活動の停滞や、巣籠り消費などと言われておりますが、ごみ量の増減はどのようになっているか、また、今まで処理できていたものがコロナの影響で処理できなくなってしまった案件があれば教えていただきたいと思います。 2点目は、ごみ処理基本計画の位置づけについて、この計画の改訂はコロナの影響を受ける前に行っていると思いますが、設定している目標値の到達が早くなったり遅くなったりするなどあるかと思います。コロナ禍においてこういった計画等について事務局ではどのような位置づけと捉えているかお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。
藤田課長	まずごみ量への影響についてですが、処理自体が滞ったことはありません。しかし今年の5月については、いわゆる巣籠り期間で断捨離など自宅内の片付けを行う方が非常に多かったようで、特に破碎ごみについてはこの月に300tを超えておりました。私は廃棄物の部署に配属になって7年目となりますが、ひと月でこの量に達したことは今までなく、今年の5月は

藤 田 課 長	本当に多くの方が片付けごみを出されたのだなと感じました。今現在では、全体的にごみ量は落ち着いてきており、通常の排出量に戻りつつあると思います。 ごみ処理基本計画については、先程市での処理が滞ったことはなかったとお話ししましたが、コロナの影響というのはあらゆるところへ波及しています。例えば収集業者や処理施設の従事者の中でコロナ感染者が発生してしまった場合、その処理過程での稼働が止まってしまいます。そういったリスクを市としても非常に恐れてはおりますが、対策を講じながら業務を遂行してきたところであります。その他で、計画内でも触れている災害廃棄物の処理についても、市で災害廃棄物処理計画を策定し、有事の際でも通常の生活からでる家庭系ごみも一緒に処理していけるような処理体制を検討していくよう定めています。今回のコロナのような我々が想定していなかったような影響度の高い事案が発生した場合でも、対策を講じながら市のごみ処理を滞りなく進めていくために、計画等様々な観点で改めて検討を重ねる必要があると考えております。
細 会 長	他にご質問のある方はいらっしゃいますか。 ～ 特になし ～
細 会 長	他に、質疑・意見等もないようですので、以上で本日予定している議事は終了します。 長時間に渡り、ご意見・ご協力をいただきありがとうございました。これにて閉会とします。